

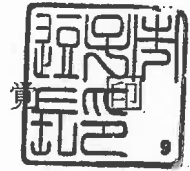


諮問第6号

2025年（令和7年）6月3日

逗子市情報公開運営審議会 会長 殿

逗子市長 桐ヶ谷



逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）
について（諮問）

このことについて、逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）第16
条第2項の規定に基づき、別紙事案につきましてご審議いただきたく諮問いた
します。

事務担当 情報公開課

【別 紙】

1 諮問の内容

(ア) 情報公開請求された情報及び情報公開請求された情報のうち逗子市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2項各号の規定を理由に非公開とされた情報の電磁的記録を作成し、保存することとする。

また、電磁的記録を作成した後の文書は、本来の保存期間の経過後、廃棄することができる。

(イ) 条例第6条の2及び第21条に規定する「公表」は、市ホームページに公表の可否の判断の結果を掲載し、公表可能とされた文書は、市政情報広場において申出があった者に対し閲覧に供することとする。

2 提案理由

*改正の趣旨

(ア) 情報公開請求に対して情報の全部又は一部を非公開と決定された情報は、条例第6条の2（一定期間経過後の情報の公表）の規定に基づき、20年～50年経過後に当該非公開情報の公表の可否について判断を行うことから、情報公開関係文書の長期間の安全な保存の方策として次のとおり電子文書により保存するもの。

条例第18条第3項に規定する「原本を保存」について、情報公開請求された情報と条例第5条第2項各号の規定を理由に非公開とされた情報を、所管課が電子文書で保存し、クラウド上において保管することにより、機密性の向上及び安全性の向上を図る。また、情報公開課は、電子文書の写しをCD-Rなどクラウド上以外の記憶媒体で保管する。

また、台帳等の情報で「原本」が更新される性質のものは、一定期間経過後の情報の公表の判断にあたり、情報公開決定時点の情報が固定される必要があることから、情報公開決定時点の「原本」の電子文書を保存することで、情報を固定する。

なお、所管課が保有する紙等の原本文書は、本来の保存期間が経過した後、逗子市文書管理規則に従い廃棄することができる。

(イ) 個人の権利・利益を侵害するおそれが減少した情報とはいえ、インターネットなど、自由に複写できる環境で閲覧させると、制限がなくなるので、公表判断の結果を市ホームページに掲載することとし、公表された情報については、逗子市役所情報公開課窓口において申出があった者に対して閲覧させることで、個人情報等に配慮しつつ知る権利を保障するもの。

【参考規定】

法令	条	規定
逗子市情報公開条例	第6条の2	1 実施機関は、第5条第2項第1号の規定を理由に非公開とされた情報であって、非公開とされた年度の翌年度から起算して20年を経過したものは、その時点で情報公開請求がない場合であっても、当該情報を1年間公表するものとする。ただし、その時点で公表することにより個人の権利・利益を侵害するとされた情報については、公表しないことができる。この場合において、公表しない情報については、非公開とした年度の翌年度から起算して50年を経過するまで10年ごとに公表の可否について判断を行うものとする。 2 実施機関は、第5条第2項第2号から第4号までの規定を理由に非公開とされた情報であって、非公開とされた年度の翌年度から起算して20年を経過したものは、その時点で情報公開請求がない場合であっても、当該情報を1年間公表するものとする。ただし、その時点でも明白に当該非公開事項に当たるとされた情報については、公表しないことができる。 3 実施機関は、前2項の規定により公表しないと判断した場合には、公表しない情報及びその理由を第15条に規定する逗子市情報公開審査委員に報告しなければならない。
	第18条	3 実施機関は、情報の一部又は全部を非公開としたときは、第6条の2第1項及び第2項に定める期間が経過するまでの間、当該情報の原本を保存しなければならない。
	第21条	実施機関は、毎年度、この条例の運用状況及び第6条の2第1項及び第2項の規定により一定期間経過後の公表をしないこととした情報の項目とその理由について公表しなければならない。